

【事例 12】

～農業委員会の仲介で農業生産法人が耕作放棄地を解消～

【三重県・鈴鹿市】

(1) 経緯

- 三重県鈴鹿市は県北部に位置し、自動車を中心とする製造業が盛んな一方、米、茶（伊勢茶）、さつきなどを中心とする農業も行われており、生産額は県内第1位である。
- 鈴鹿川流域にある国府地区では、川沿いに田、川を離れると畑があり、田と畑は半々程度となっている。近年、農業者の高齢化による労働力不足や畑の水の確保の問題等により、条件の悪い農地から徐々に遊休化していた。地域に問題意識はあるものの、特に畑の利用集積が進まず、耕作放棄地の解消はなかなか進まなかった。
- 農業委員会も耕作放棄地対策に苦慮する中、農業生産法人ドリームファームスズカから飼料作物を作付けをしたいとの問い合わせがあり、農業委員が耕作放棄地の所有者の取りまとめを行って貸借条件を整え、双方の理解を得て耕作放棄地で飼料作物を作付することとなった。貸借条件は、1カ所10a以上で5カ所程度、賃貸料は農地の保全管理をすることで無料、契約は利用権設定を行うことなどである。その結果、地区内8カ所8筆で約0.7haの耕作放棄地が解消された。
- 担い手の農地利用集積による耕作放棄地の解消にあたっては、外部の者が入ってくることで農地が荒らされてしまっは困るとの考えもあることからなかなか進まなかった。しかし、国府地区での農業委員会の仲介による耕作放棄地解消の実績から、他地区の農業委員からも引き合いがあり、ドリームファームスズカによる取り組みが石薬師地区、磯山地区へと広がった。

(2) 取り組みの状況

① 石薬師地区

- ドリームファームスズカが耕作放棄地再生利用緊急対策を活用し、地区内8カ所8筆で約0.7haの耕作放棄地を解消。
- ほとんどの圃場でセイタカアワダチソウが繁茂し、1か所では灌木が生えている状況であった。
- 導入作物は飼料麦で、近隣の畜産農家へ提供する予定。
- 利用権設定を行うことを条件として事業を活用することとしている。



再生前



再生中



再生後（再生した農地には看板を立てている）



看板の拡大写真

②磯山地区（市街化調整区域）

- 農用地区域ではないため耕作放棄地再生利用緊急対策の事業は活用できない地区である。
- 市街化区域に近い市街化調整区域であるが、耕作放棄されて周辺の住環境に悪影響を与えていた。
- もともと塩害等により作物が生育しにくいところであったが、約3haのまとまった農地であるため、ドリームファームズズカが飼料作物の作付けや施設園芸用ハウスを立てることとしている。
- ドリームファームズズカは研修生も受け入れており、研修用としての活用も考えている。
- 侵入路が狭いが、圃場全体を借りることで大型機械を入れることは可能である。



再生前

（3）今後の予定

- 再生した耕作放棄地の周辺にも耕作放棄地が存在することから、地元のドリームファームズズカに対する期待は大きいですが、現在はまだ採算がとれていないため利用集積の拡大は控えている。ただし、今後採算がとれる見込みがつけば一層の利用集積を図っていくこととしている。